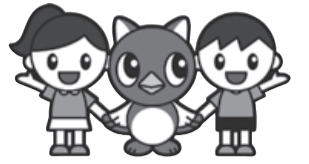


図書館を利用しよう！

八千代市には、中央・大和田・八千代台・勝田台・緑が丘の5つの図書館があります。本はもちろん、調べ物をするのに便利な資料も豊富にそろえており、勉強や研究、趣味などの情報収集に活用できます。この夏、図書館へ足を運んでみませんか。



一度に借りられる本は15点まで

図書館の本や資料を借りるには、利用券が必要です。各図書館内にある利用券交付申込書に必要事項を記入し、住所と氏名の確認ができるもの（健康保険証、運転免許証、学生証など）をカウンターに提示してください。その場で利用券を発行します。資料は15点まで（そのうち、CDは2点まで、ビデオ・DVDは合わせて2点まで）2週間借りることができます。



▲利用券（5館共通）

本が見つからないときは図書館の職員にお尋ねください

「探し方がわからない」「探している本が見つからない」そんなときは、職員に気軽に声を掛けてください。調べ物のお手伝いをします。
■市内外の図書館から資料を取り寄せできます
 館内に探している本が見つからない場合、市内

他の図書館にあるかお調べします。また、市内の図書館にもない場合は、県内や他の都道府県の図書館、国立国会図書館などからでも取り寄せることができます。

パソコンや携帯電話で予約できます

本の予約、予約状況の確認、予約の取り消し、貸出期間延長の手続きは、パソコンや携帯電話、各図書館内の利用者用端末機などでできます。利用には、図書館ホームページまたは端末機でパスワードの取得が必要です。
 ※図書館内での貸し出しが優先です。インターネットで予約した時点で貸し出し可能な状態で



も、予約待ちとなる場合があります。
■本の受け取り場所を選べます 予約の際に、本の受け取り場所、本の到着をお知らせするときの連絡方法を選ぶことができます。

【本の受け取り場所】 各図書館、阿蘇公民館、睦公民館（※公民館の配本は火曜・金曜日）
【連絡方法】 電話、メール

貸出期間は1回延長できます

貸出期間内に手続きすることで、1回に限り、その日から2週間延長できます。電話またはカウンター、図書館ホームページで手続きしてください。ただし、予約が入っている本や、市外から取り寄せた本は延長できません。

返却はどの図書館でもできます

借りた本は、市内のどの図書館でも返却できます。総合生涯学習プラザ、村上公民館、高津公民館に設置しているブックポストでも返却できます。※視聴覚資料やCDやCD-ROMが付いた資料、紙芝居、八千代市以外の図書館から借りた資料はカウンターへ返却してください。

おはなし会などを開催しています

図書館では、本の貸し出しのほか、赤ちゃんや小学生までを対象とした「おはなし会」、また、映画会や各種講座などを開催しています。日程は、図書館ホームページ、広報やちよなどでお知らせします。



◀おはなし会の様子

お近くの図書館をご利用ください

- 中央図書館 電話 486-2306
村上 2510（村上駅から徒歩10分）
▶開館日時 火曜～金曜 午前10時～午後7時、土曜・日曜日、祝日 午前9時～午後6時
- 大和田図書館 電話 482-3240
大和田 250-1（大和田駅から徒歩7分）
▶開館日時 火曜～日曜日、祝日 午前9時～午後5時
- 八千代台図書館 電話 482-0912
八千代台北 6-7-6（八千代台駅から徒歩4分）
▶開館日時 火曜・水曜・土曜・日曜日、祝日 午前9時～午後5時、木曜・金曜日 9時～午後7時（児童室は、午後5時まで）

- 勝田台図書館 電話 484-4946
勝田台 2-5-1（勝田台駅から徒歩5分）
▶開館日時 火曜～金曜 午前9時～午後7時、土曜・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
 - 緑が丘図書館 電話 489-4946
緑が丘 3-1-7（八千代緑が丘駅から徒歩5分）
▶開館日時 火曜～金曜 午前9時～午後7時（児童室は午後5時まで。7～9月は6時まで）。土曜・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
- 【休館日（5館共通）】**
月曜日（祝日・振替休日の場合はその日の後で、最も近い休日でない日）、年末年始、特別館内整理日



夏休みを安全に過ごすために

長期休業中は、子どもたちが事件・事故に巻き込まれやすい時期です。安全に過ごせるように、地域の皆さんの温かい見守りをお願いします。また、家庭での約束ことを確認しましょう。

●「いかのおすし」を合言葉に！ 不審者に出会ったとき、いかないのらない・おお声を出す・すぐに逃げる・しらせるを合言葉に、危険から身を守る力を育てましょう。

●インターネットやメールの安全な利用を インターネットの使い方が急激に変化しています。コミュニケーションサイトの利用によるトラブル、歩きスマホ・ながら操作による事故などから子どもたちを守るために、家庭でのルールの確認やフィルタリングの設定をしましょう。保護者の理解と見守りが、子どもたちを守ります。

●愛のひと声を 子ども小さな変化を見逃さず、気になったときは「どうしたの？」と優しく声を掛けましょう。よい行いは、その場で褒めるのが一番です。

●ダメなものはダメ！ 未成年の飲酒や喫煙は、非行の第一歩です。「ダメなものダメ！」の一言が、子どもを非行から救います。酒やタバコの害について、子どもたちは知識と判断力が不十分です。話し合う機会を持ち、誘惑に負けない強い心を育てましょう。

●夜間の外出は控えましょう 千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を午後11時から午前4時までの間、外出させないように努めなければなりません。また、16歳未満の人が午後6時以降にゲームセンターに立ち入ることは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び千葉県施行条例により禁止されています。

■青少年相談をご利用ください 青少年の非行や生活の乱れなどの悩みについて、相談に応じます。助言・指導のほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。▼相談方法 ①電話相談 ②来所相談（要電話予約）※受付時間は月曜～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時 【連絡先】 青少年センター／大和田138-2 教育委員会庁舎内（電話 483-2842）

